

第 5 2 号議案

上水道事業の取扱いについて

上水道事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 2 0 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	29	協定項目名	上水道事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>上水道事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 上水道事業計画について 城島町及び三瀧町の上水道事業については、久留米市に統合する。 また、現在三井水道企業団の給水区域にある北野町については、合併の日に新市として北野町の地位を承継する形で三井水道企業団に加入し、その後のあり方については合併後三井水道企業団と調整する。 上水道事業計画については、このような状況を踏まえるとともに、田主丸町への上水道の普及を含め、新市における一体的な整備をめざしたものとする。</p> <p>(2) 料金体系について 料金体系については、現行の料金体系を継続し、合併後3年を目途に統一に向けた調整を行う。 なお、料金体系統一までの間、城島町及び三瀧町については、基本水量及びメーター使用料の調整により、使用者の負担軽減を図る。 また、北野町についても、同様の軽減相当分を別途措置することとし、その内容や方法等については合併までに検討する。</p> <p>(3) 加入金・負担金について 城島町及び三瀧町の加入金については、現行どおりとし、料金体系統一時に統一する。 また、負担金については、久留米市の例により統一する。なお、北野町については三井水道企業団の例による。</p> <p>(4) 手数料について 城島町及び三瀧町の手数料については、久留米市の例により統一する。なお、北野町については三井水道企業団の例による。</p> <p>(5) 簡易水道事業について 田主丸町の簡易水道事業については、新市で事業を引継ぐ。なお、その上水道事業への取り込み等については、上水道事業統合後の事業計画のなかで調整する。</p>			